



日本組織内弁護士協会
www.jiila.jp

2020年10月12日

【取材その他のお問い合わせ先】
日本組織内弁護士協会 広報担当 岸田
東京都文京区大塚 5-3-13 小石川アーバン 4F
一般社団法人学会支援機構内（事務取扱）
TEL:03-5981-6080 FAX:03-5981-6012

【規制改革推進会議に対する提言書—紙という技術・手法を用いた規制・制度から技術中立性への見直し—について】

組織内弁護士（企業および官公庁の組織に勤務する弁護士）の任意団体である日本組織内弁護士協会（J I L A）は、規制改革推進会議に対し「提言書—紙という技術・手法を用いた規制・制度から技術中立性への見直し—」を提出し、本日、同会議のビデオ電話会議に参加し意見聴取を受ける機会を得ました。

J I L Aでは、今年5月にも規制改革推進会議に対し「新型コロナウイルス感染防止を妨げる電子署名法の改正に関する提言」を行っており、今回も、同様の問題意識に基づくものです。

【提言要旨】

紙という特定の技術・手法の限定が必要不可欠であるか否かという観点から、規制及び制度の在り方を検討して欲しい。個別具体的には以下のとおり。

- 電子署名法の利活用、電子契約に係る印紙非課税の維持、印紙貼付の見直し
- 受取証書（領収書・レシート）の見直し
- 内容証明（郵便）の拡充。

詳細は添付資料をご覧ください。J I L Aは引き続き、組織内弁護士のリモートワーク/テレワーク問題、および、新型コロナ下における組織内弁護士の働き方・役割の課題解決に積極的に取り組んで参ります。

【J I L A理事長榊原美紀（さかきばらみき）のコメント】

前回に引き続き、規制改革推進会議の意見聴取を受ける機会を得ましたので、紙という技術・手法のあり方を見直し、よりよい企業活動を実現するべく提言書を提出いたしました。今後議論が前進し、速やかな法改正がなされるよう引き続き尽力して参ります。

■添付資料
提言書—紙という技術・手法を用いた規制・制度から技術中立性への見直し—